

## 南砺市「なんとなくに住んでみられ」住宅実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市への移住又は定住を希望する者に対し、市内での生活を体験できる「なんとなくに住んでみられ」住宅を短期間貸し出すことにより、市への移住又は定住を促進し、地域の活性化を図るため、「なんとなくに住んでみられ」住宅の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 短期間貸出し 市への移住又は定住を希望する者が市内の「なんとなくに住んでみられ」住宅に短期間入居し、生活を体験することをいう。

(2) なんとなくに住んでみられ住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等住宅備品を備え、手軽に市での生活を体験できるよう市が貸し付ける住宅

### (体験ハウス)

第3条 なんとなくに住んでみられ住宅（以下「体験ハウス」という。）の名称、位置等は、次のとおりとする。

名称	位置	構造	面積	備考
城端体験ハウス	南砺市城端4124番地4	木造2階建て	198㎡	駐車場あり
西赤尾体験ハウス	南砺市西赤尾町225番地	木造2階建て	79㎡	駐車場有り
太美山体験ハウス	南砺市嫁兼480番地1	木造平屋建て	179㎡	駐車場あり

### (休館日)

第4条 体験ハウスの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

### (借用資格)

第5条 体験ハウスを借用することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

(1) 市への移住又は定住を希望する者

(2) 市外に居住している者

- (3) 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

（借用申請）

第6条 体験ハウスの借用を希望する者（以下「申請者」という。）は、借用を開始する日（次項において「借用開始日」という。）の14日前までに「なんとに住んでみられ」住宅借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請書は、借用開始日の2月前から受け付ける。
- 3 単身者及び未成年者のみの借用は受け付けない。

（承諾）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「なんとに住んでみられ」住宅貸付承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を申請者に交付する。

- 2 市長は、前項に規定する承認の際、体験ハウスの貸付に関し必要な条件を付することができる。

（借用期間及び借用料）

第8条 体験ハウスの借用期間は、1泊単位とし30泊までを限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 借用料は、1人1泊1,000円とする。ただし、小学生以下は無料とする。
- 3 前条第1項の規定により、貸付承諾を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、前項の借用料を前納しなければならない。
- 4 第2項に規定する借用料には、住宅使用料、光熱水費（電気、ガス及び水道料金を含むものとする。）及び備え付けの家電製品の使用料を含むものとする。
- 5 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付金割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、借受者又は借受者の親族の疾病その他借受者の責に帰することができない理由により借用できなくなった場合 前納した借用料から実際に借用した期間分の借用料を差し引いた額の100分の100

(2) 市長が、特に必要と認め、借用期間を短縮した場合 前納した借用料から実際に借用した期間分の借用料を差し引いた額の100分の100

(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない事由により市長が特に認める場合 事由の内容により別に定める。

（借受者の管理義務）

第9条 借受者は、体験ハウスを善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守及び就寝時に施錠すること。
- (2) 鍵を紛失又は破損した場合は、直ちに市長に報告の上、市長が新たに設置した鍵の貸与を受けること。ただし、鍵の設置費用は借受者の負担とする。
- (4) 体験ハウスの借用期間が終了し退居するにあたり、貸与された鍵を市長に返還すること。
- (5) 火気の取扱いに注意し、水道の凍結防止に配慮し、及び備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (5) 駐車場を含む周辺環境にも配慮し、体験ハウスを適正に管理すること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、体験ハウスの貸付に関し市長が必要と認める事項(禁止又は制限される行為)

第10条 借受者は、その借用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 借受者は、市長の承諾なく申請書の内容を変更してはならない。
- 3 借受者は、体験ハウスの増築、改築、移転、改造、模様替え又は体験ハウスの敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 借受者は、既存の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作製してはならない。
- 5 借受者は、前各項に定めるもののほか体験ハウスにおいて次の各号に定める行為をしてはならない。
  - (1) 収入を得る目的で事業を営むこと。
  - (2) 当該体験ハウスに入居しながら、就業すること。
  - (3) 物品の販売、寄付の要請行為その他これらに類する行為を行うこと。
  - (4) 興行を行うこと。
  - (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
  - (6) 文書、図書その他印刷物を配布し、又は体験ハウスの建物に印刷物等を貼付すること。
  - (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。
  - (8) 鉄砲、刀剣類、爆発性又は発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
  - (9) 重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
  - (10) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
  - (11) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
  - (12) 猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物の飼育をすること。
  - (13) 体験ハウスの建物内で喫煙すること。
  - (14) 悪臭の発生等衛生上有害な行為を行うこと

(15) 前各号に定めるもののほか、当該ハウスの使用にふさわしくないと市長が認める行為

(貸付承諾の取消及び消滅)

第11条 市長は、借受者が第5条に規定する借用資格の要件を満たさないことが判明したとき又は第9条及び前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、第7条の規定による貸付承諾を取り消すことができる。この場合において、市長は、「なんとに住んでみられ」住宅貸付取消通知書(様式第3号)により借受者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付承諾を取り消したときは、第8条第2項の規定により借用料について、これを還付しない。

3 天災事変、火災等により体験ハウスを通常の用に供することができなくなった場合は、第7条の規定による貸付承諾は消滅する。

(明渡し)

第12条 借受者は、体験ハウスの借用期間が終了する場合又は前条第1項の規定に基づき貸付承諾が取り消された場合は、直ちに当該ハウスを市長に明け渡さなければならない。この場合において、借受者は通常の使用によって生じた体験ハウスの消耗を除き、当該ハウスを借受者の費用負担で原状に回復しなければならない。

2 借受者は、前項前段の明渡しをするときは、当該明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 市長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他当該ハウスの管理上特に必要があるときは、あらかじめ借受者の承諾を得て、当該ハウス内に立ち入り、点検し、及び適切な措置を講ずることができる。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく市長又は市長の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。

3 市長が承諾した貸付期間の終了時まで、新たに当該ハウスの借用を希望する者が下見をしようとするときは、市長及び下見をする者は、あらかじめ借受者の承諾を得て、当該ハウスに立ち入ることができる。

(損害賠償等)

第14条 借受者は、故意又は過失により当該ハウスの建物、設備又は備品を破損し、汚損し、滅失しその他損害を生じさせたときは、遅滞なく「なんとに住んでみられ」住宅破損(汚損・滅失)届(様式第4号)を市長に提出し、一切の損害を賠償しなければならない。

2 借受者と第三者の間で生じた問題については、理由の如何を問わず当事者間で問題

を解決するものとし、市長は、これに関与しないものとする。

- 3 市長は、その責によらない火災、盗難等により被った借受者の損害又は当該ハウスの貸付を不可能にするような非常事態の発生により被った借受者の損害については、その責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 「なんとに住んでみられ」住宅借用申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

申請者（代表）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

なんとに住んでみられ住宅の体験ハウスを借用したいので、南砺市「なんとに住んでみられ」住宅実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

①借用期間 及び物件	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで			
	※借用開始予定時刻：午後 時 分 （注1）借用初日については、午後2時から午後5時までの間に入居し、最終日は午前10時までで退居してください。 （注2）30泊31日以内で記入してください。 <input type="checkbox"/> 城端体験ハウス <input type="checkbox"/> 西赤尾体験ハウス <input type="checkbox"/> 太美山体験ハウス			
②借用者（代表者）について記入してください。				
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 歳	
住 所	〒 —			
電話番号	自 宅	— —	携 帯	— —
メールアドレス				
職 業				
③代表者以外の借用者について記入してください。				
氏 名	年齢	代表者との続柄	職業	

備考

（1）申請書の送付先 〒932-0231 富山県南砺市山見 1739-2 井波コミュニティプラザ アスモ2階

南砺市役所 南砺で暮らしません課 電話 0763-23-2037

（2）代表借用者の身分証明書（現住所地の住民票、運転免許証の写し等）を1部添付してください。

（3）申請書に記載された個人情報、本事業の目的以外に利用しません。

様式第2号（第7条関係）

## 「なんとに住んでみられ」住宅貸付承諾書

年 月 日

様

南砺市長 印

南砺市「なんとに住んでみられ」住宅実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり「なんとに住んでみられ」住宅の貸付を承諾します。体験ハウスの借用に当たっては、同要綱を遵守し、適正に使用してください。

### 記

1 貸付けを承諾する住宅

- 城端体験ハウス 南砺市城端4 1 2 4 番地4
- 西赤尾体験ハウス 南砺市西赤尾町2 2 5 番地
- 太美山体験ハウス 南砺市嫁兼4 8 0 番地1

2 貸付期間

年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）

（貸付初日は午後2時から午後5時までの間に入居し、最終日は午前10時までに退居してください。）

3 借用料 円

実施要綱第8条第3項の規定により、貸付初日までに全額を前納してください。

4 貸付初日に本書をご持参し、提示してください。

#### 問い合わせ先

〒932-0231

富山県南砺市山見 1739-2

井波コミュニティプラザ アスモ2階

南砺市役所 南砺で暮らしません課

TEL0763-23-2037 fax0763-82-0170

E-mail kurashimasenka@city.nanto.lg.jp

様式第3号（第11条関係）

## 「なんとなくに住んでみられ」住宅貸付取消通知書

年 月 日

様

南砺市長 印

年 月 日貸付承諾の「なんとなくに住んでみられ」住宅貸付について、南砺市「なんとなくに住んでみられ」住宅実施要綱第11条第1項の規定により取り消します。

### 記

#### 1 貸付を取り消す住宅

- 城端体験ハウス 南砺市城端4124番地4
- 西赤尾体験ハウス 南砺市西赤尾町225番地
- 太美山体験ハウス 南砺市嫁兼480番地1

#### 2 貸付期間

年 月 日 から 年 月 日 まで ( 日間)

#### 3 取消理由



様式第4号（第14条関係）

「なんとに住んでみられ」住宅破損（汚損・滅失）届

年 月 日

（宛先）南砺市長

借受者

印

年 月 日付けで貸付承諾を受けた体験ハウスの建物、設備又は備品等を破損（汚損・滅失）したので、南砺市「なんとに住んでみられ」住宅実施要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 発生（発見）した住宅

- 城端体験ハウス 南砺市城端4124番地4
- 西赤尾体験ハウス 南砺市西赤尾町225番地
- 太美山体験ハウス 南砺市嫁兼480番地1

2 発生（発見）した日時

年 月 日 時 分

3 破損、汚損又は滅失箇所

4 破損、汚損又は滅失の状況